

学校法人明治薬科大学任期制事務局長選考規程（抜粋）

制定 令和8年10月14日

（望ましい事務局長像）

第3条 学校法人明治薬科大学職員組織規程 第3条(職責) 第1項第9号に「事務局長は、理事長の指示により法人事務を処理するとともに、学長を補佐し、大学事務を統轄する。」と記載されている事を踏まえ、事務局長には、本学の建学の精神及び本法人の経営・運営方針に基づいて、理事長の指示により法人事務を処理するとともに、学長を補佐し大学運営を遂行する。人格が高潔で、常に時代の変化に的確に対応しつつ大学の発展、改革を推進するために次の各号の資質、能力等を有する者が望まれる。

- (1) 本学の目標（運営の大綱・中長期計画）を達成するため、事務局内において強いリーダーシップを発揮し、事務職員の人材育成に尽力し、事務局職員を統括することができる資質、能力を有する者
- (2) 高い情報収集能力、高い提案力、高いコミュニケーション力、多様な業務経験、私立学校法及び学校法人明治薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）並びに学校法人会計（基準）などに関する専門的な知識を深く学べる力を有し、事務作業における高度なスキルを持ち、利益相反及び善管注意義務に十分な注意を払い、法人の意向を齟齬なく伝達でき、労働組合とも円滑な調整ができる強い指導力を有する者
- (3) 教育、研究、大学運営、社会貢献等について、改革精神をもって本学の目標を達成するため、教職協働を推進する実行力を有する者
- (4) 常に時代の変化を注視し、高い公共性と信頼性に基づく社会的責任を十二分に果たす使命感と責任感をもって、理事長及び学長に意見具申するとともに、法人及び教職員と一体となって本学を選ばれる魅力ある大学とする意欲を有する者
- (5) 理事会の経営戦略に基づき財政基盤の強化、IT・AI等の積極的な活用による組織及び業務の合理化、法人経費の削減を図れる者であって、維持員として、本学の経営基盤である維持員制度のさらなる発展に寄与できる者